

千葉県中小企業復旧支援補助金 よくある質問②
(No.1～No.50はよくある質問①に掲載)

令和2年3月24日追加分
(令和2年4月1日文言修正No.60)

| No. | 分類 | 問 | 答 |
|-----|-----|---|---|
| 51 | 事業者 | 今回の補助金の対象外となっている「農業」の事業者が製造業を行っている場合や、「福祉」の事業者がサービス業を行っている場合は、申請できますか。 | 医療や福祉、農業等を行っている場合でも、対象となる産業を行っている場合、 <u>その対象産業の事業にのみ使用している施設や設備等は補助申請の対象となります。</u> 事業内容については、以下の書類や経営計画書（第2号様式）、補助事業計画書（第3号様式）の記載内容で確認します。 ○法人の場合：法人登記簿本に記載された事業内容 ○個人事業主の場合：個人開業届や確定申告書に記載された事業内容 ※対象となるか補助金窓口にお問合せください。 |
| 52 | 事業者 | 決算未到来の法人は、決算書類（貸借対照表、損益計算書、確定申告書）の提出はどうすればよいですか。 | 決算が未到来の場合は、決算書類の提出は不要です。 |
| 53 | 経費 | 店舗兼住宅において、既に <u>住宅用</u> のり災証明書の発行を受けている場合、別途、 <u>事業所用</u> のり災証明書や被災証明書等の発行を受ける必要がありますか。 | 店舗兼住宅において、り災証明書が住宅部分のみの記載であったとしても、店舗を含むものとみなしますので、事業用のり災証明書や被災証明書等の発行を受ける必要はありません。 |

千葉県中小企業復旧支援補助金 よくある質問②
 (No.1～No.50はよくある質問①に掲載)

令和2年3月24日追加分
 (令和2年4月1日文言修正No.60)

| No. | 分類 | 問 | 答 |
|-----|----|---|--|
| 54 | 経費 | 店舗兼住宅の場合、どこまで補助対象となりますか。 (よくある質問No.33への追記※赤字が追記部分) | <p>・復旧の対象となる施設が、店舗兼住宅など事業用以外の用途にも使用されている場合は、その事業用部分のみ補助対象となります。補助対象部分は、利用状況、図面等により特定し、面積按分を行います。基礎・躯体・屋根等の区分できない費用についても同様です。</p> <p>※参照【別紙 店舗兼住宅等における面積按分方法】別途HPに掲載</p> <p>【屋根の特例】 ただし、事業用で1フロアすべて使用している場合は、屋根が事業用フロア全体を覆っているものと考え、例外的に屋根の復旧経費を全額補助対象とします(=屋根部分については按分しない)。</p> <p>【同一施設を補助対象となる業種と対象外の業種と分割して使用している場合】 同一施設を補助対象となる業種と対象外の業種と分割して使用している場合も、補助対象となる業種で使用している事業用部分のみが補助対象となるため、上記と同様の面積按分を行います。</p> |
| 55 | 経費 | 建物の修繕よりも建替の費用の場合が安い場合は、建替は認められますか。(よくある質問No.18に関連) | <p>建替の対象となる場合は、よくある質問No.18の場合になりますが、<u>建物のり災証明書が「半壊」判定の場合で、修繕よりも建替の費用が安い場合についても、建替を認めます。</u></p> |

千葉県中小企業復旧支援補助金 よくある質問②
 (No.1～No.50はよくある質問①に掲載)

令和2年3月24日追加分
 (令和2年4月1日文言修正No.60)

| No. | 分類 | 問 | 答 |
|-----|----|--|---|
| 56 | 経費 | 被災した施設を工場や事務所等として事業を営んでいた借主（店子）が貸主（大家）の代わりに修繕することは可能ですか。 | 借主（店子）が申請できる条件は、次のいずれかに該当する必要があります。 ①賃貸借契約が結ばれており、契約において店子が修繕する旨の規定があること（ <u>賃貸借契約の写し</u> を提出してください） ②所有者の了解を得ており、それを証する書類（ <u>貸主の修繕承諾書</u> ）があること（審査上、承諾書と併せて <u>所有者の印鑑証明書の写し</u> を求める場合がありますので、お手数ですがあらかじめ提出をお願いします。） （注意事項） ・店子が修繕を申請する場合でも、公募要領（募集案内）の9ページ（10）「財産の処分の制限」の規定が適用されますのでご確認ください。（よくある質問49番） ・借主（店子）からの修繕が認められるのは施設のみになります。 |
| 57 | 経費 | 被災した施設を工場や事務所等として事業を営んでいた借主（店子）が貸主（大家）の代わりに建替することは可能ですか。 | 店子が申請できるのは修繕であり、建替の場合は被災した施設の所有者の申請しか認められません。店子が事情により建替を申請する場合は、 <u>申請時点までに被災した施設の所有権を所有者である貸主から移転を受けたうえで申請してください。</u> ※該当がある場合は、補助金窓口にご連絡ください。 【必要書類】 ・所有権移転が分かる書類（建物登記や売買契約書等） ・被災前から当該施設を店子が使用していたことが分かる書類（賃貸借契約書など） |
| 58 | 経費 | 建替と移転建替については、認められる範囲や経費に違いはありますか。 | 建替は、同一の地番や、一連の所有者の敷地であれば認められ、また被災した施設の解体・撤去費も対象となります。一方、施設の移転建替は、被災した施設がある所在地の「隣接市町村」まで認めますが、被災した施設の解体・撤去費は対象外になります。 |

千葉県中小企業復旧支援補助金 よくある質問②
 (No.1～No.50はよくある質問①に掲載)

令和2年3月24日追加分
 (令和2年4月1日文言修正No.60)

| No. | 分類 | 問 | 答 |
|-----|----|--|--|
| 59 | 経費 | 電気設備や給排水設備などの建物附属設備について、建物に一括して資産計上しており、それぞれの設備等を固定資産台帳等で確認できない場合はどうなりますか。 | 建物附属設備（※）の場合で、固定資産台帳上の記載が「建物一式」などの記載のものについては、写真等により建物に附属していることが確認できる場合は、建物の所有者を確認できる書類（不動産登記や固定資産課税台帳）を提出してください。 ※「電気設備」（照明設備を含む。）、「給排水又は衛生設備及びガス設備」、「冷房、暖房、通風又はボイラー設備（エアコンは除く。）」、「昇降機設備」、建物に附属した看板など |
| 60 | 経費 | 屋外作業場やカーポートのような屋根や柱はあるが周壁がないため不動産登記の対象にならない「建築物」は対象となりますか。 | 従業員が継続的に作業上使用している施設であれば、対象となります。その場合、所有を証する書類として、固定資産税の対象となる施設であれば市町村の発行する固定資産課税台帳の写しを、固定資産税の対象でない場合は、固定資産台帳等の写しを提出してください。 |
| 61 | 経費 | 移転建替で認められる「やむをえない理由」とは何になりますか。 | 台風等の被害により倒壊のおそれがある、水害で浸水のおそれがある等を想定しています。また、建築法規上での制限があり移転せざるを得ない場合は、やむを得ないものとして移転が認められます。 |
| 62 | 申請 | 復旧に伴う施設の概要（カタログ・仕様書等）は、どんなものを提出すれば良いでしょうか。 | 施設の場合は、仕様書等、復旧範囲や構造（材料）、仕上げが分かる書類を提出してください。見積書にその旨の記載がある場合は、仕様書等の提出は不要です。 |

千葉県中小企業復旧支援補助金 よくある質問②
 (No.1～No.50はよくある質問①に掲載)

令和2年3月24日追加分
 (令和2年4月1日文言修正No.60)

| No. | 分類 | 問 | 答 |
|-----|----|---|---|
| 63 | 経費 | 自社で実施した復旧工事経費は補助対象となりますか。 | <p>原則は対象外になりますが、<u>建築工事等の工事を請け負っている専門業者が、自社の施設や設備を修繕した場合（会社の事業内容の分野に限る）については補助対象と認めます。</u>（例：建築工事を行っている場合、自社の施設の修繕工事を対象とします。事業内容は法人登記簿等で確認します。）</p> <p>なお、補助対象経費から申請者自身の利益を除く必要がありますので、自社復旧の場合に対象となる経費は、<u>実際に支払った材料等の実費のみとなり、人件費は含みません。</u></p> <p>（自社修繕で添付する書類）※その他の必要書類は共通</p> <p>①材料等を購入するための見積書（見積書がない場合は納品書、請求書等支払を証明する書類）</p> <p>※見積額が100万円以上（税抜）の場合は、原則見積書が2社必要です。</p> <p>※発災直後の修繕で複数見積をとることが困難であった場合は、該当企業等と随意契約する理由書（第17号参考様式）を添付</p> <p>②自社修繕に係る工事費内訳書（第18号参考様式）<u>※別途HPに掲載します。</u></p> <p>※内訳書の合計額が100万円以上（税抜）の場合は、第三者の専門業者の証明が必要になります。</p> <p>③材料等の使用実績を証する書類（事業者で管理している受払簿など）</p> |
| 64 | 経費 | 金額が少額のものや耐用年数が1年未満のものなど、固定資産として扱われないものは、対象となりますか。また、償却済で除却したものは、対象となりますか。 | <p>被災前から使用していたもので、事業用資産として固定資産台帳等（※）で管理されているものが対象となります。申請時に固定資産台帳等で確認ができない場合は対象になりません。</p> <p>※固定資産台帳、減価償却明細書、償却資産課税台帳</p> |

千葉県中小企業復旧支援補助金 よくある質問②
 (No.1～No.50はよくある質問①に掲載)

令和2年3月24日追加分
 (令和2年4月1日文言修正No.60)

| No. | 分類 | 問 | 答 |
|-----|----|--|--|
| 65 | 経費 | 机（テーブル）、椅子、什器類については対象となりますか。 | 机（テーブル）、椅子、什器類については、原則対象外となります。 ただし、客にサービスを提供する上で必要な客用の机（テーブル）及び椅子については、固定資産台帳等で数量が確認ができるものは対象とします。（台帳等で数量が不明の場合は、対象にはなりません。） 【対象となる例】 飲食店や宿泊施設などの接客用の客用の机やイスなど 【対象とならない例】 事務用の机やイス、応接セット（客との打合せ用のテーブルやイスを含む）など |
| 66 | 経費 | ①機械や器具、備品、車両等（以下「設備等」）のリース物件で、契約上修繕義務が借主にあり、借主がこれを修繕する場合、その修繕経費を認めることはできますか。 ②また、修繕義務があった設備等のリース物件が、被災して修繕不能になったため、リース契約を解約して、新たにリース物件と同等程度の設備等を購入した場合、その買換え経費は、対象となりますか。 | 設備等の貸付物件（リース物件）については、①、②いずれも対象経費としては認められません。 新たにリース物件と同等程度の設備等を購入しても、被災時に所有していない設備等であるので、認められません。 ※設備等の貸付物件については、貸主及び借主のいずれの申請であっても対象とはなりません。 |
| 67 | 経費 | フォークリフトは対象になりますか。 | 対象になります。 |
| 68 | 経費 | 設備処分費の対象となる経費について、教えてください。 | 設備処分費の対象になるのは、補助対象として申請する設備や機器の入れ替えに伴う解体・処分費用や建替を行う場合の「被災施設の解体・撤去費」などが対象になります。また、施設や設備の修繕を行う場合の撤去費も対象となります。 なお、補助対象となる施設や設備等の復旧工事に伴わない撤去は、対象外となります。 |

千葉県中小企業復旧支援補助金 よくある質問②
(No.1～No.50はよくある質問①に掲載)

令和2年3月24日追加分
(令和2年4月1日文言修正No.60)

| No. | 分類 | 問 | 答 |
|-----|----|---|---|
| 69 | 申請 | 発災直後で、見積書を取らず発注している場合、見積書の代わりに請求書を提出してもよいでしょうか。 | 見積書の提出は必須になります。 |
| 70 | 申請 | 既に復旧済で、被災状況が分かる写真を提出できない場合はどうすればよいですか。 | 現状の写真に被災状況を補足するなどして被災状況が分かるように整理して提出してください。 |
| 71 | 申請 | 水没被害があり、被災時の設備の写真を撮ることができませんでした。どうすればよいですか。 | 被災前に使用していた写真に被災状況を補足するなどして被災状況が分かるように整理して提出してください。併せて設備の設置場所が水没した状況が分かる写真も提出してください。 |
| 72 | 申請 | 第5号様式の「役員等名簿」の電子データはどのように提出すればよいですか。 | CD-R等の電子媒体で提出をお願いします。返却はいたしません。 ※USBメモリーでは提出しないでください。 |